

平成10年11月13日(金)

昭和61年～平成元年の銀行局行政(2)

元 銀行局長(現 横浜銀行頭取)

平澤 貞昭 氏

出席者

元 銀行局長（現 横浜銀行頭取） 平 澤 貞 昭

元 大臣官房審議官（銀行局担当）
（現 株野村総合研究所理事長） 千 野 忠 男

元 大臣官房企画官（銀行局総務課担当）
（現 近畿財務局長） 渡 辺 達 郎

財政史編集顧問 山 口 光 秀

〔 平 澤 〕 それでは、最初に、B I S基準がどういう道行きででき上がってきたかということについてお話ししたいと思います。

これは、本日、ここにご同席いただいております千野さんと渡辺さんが実際上はおやりになられたわけですから、私の方からは、記憶が定かでない点もあるのですが、当時、どういう問題意識からこれに取り組んできたかということを思い出しながら、お話し申し上げたいと思います。

どのあたりから入っていくかということなのですが、当時、ご存じのように、日本の金融機関が海外に出て行きまして、オーバープレゼンスの問題が非常に大きかったわけです。例えば、ロンドンに出しております金融機関の預金の3割強が日本の金融機関の預金であったわけです。それまでは1割ぐらいだったのが急激に増えてきたのです。その1つの背景として、ロンドンに進出した日本の金融機関は地元でファンディングしまして、それを地元で貸してサヤを抜くことで稼いでいたわけですが、だんだん競争が激しくなりまして、借りては貸し、借りては貸しでサヤを抜いているうちに当初に比べまして、抜くサヤの率が通例の3分の1ぐらいまで落ちてしまったわけです。

ということは、どういうことが起こったかと言いますと、当時、ロンドンあるいはユーロ市場で仕事をしていた外国の金融機関は、地場の英国の金融機関を含め、日本がそのサヤを縮小する方向に過当競争したために、従来に比べて、儲けが3分の1になるということの意味しているわけです。要するに日本の金融機関が多数やってきて、いろいろ仕事することによって、自分たちが長い間守ってきた、彼らは「適正」と言っているのですが、その収益が3分の1以下になってしまった。その結果として、日本の金融機関は、急速にオーバープレゼンス、ロンドンの市場で非常に大きなウエイトを占めるに至っている。このまま放っておくといろいろの混乱が出てくるだろうということとともに、自分たちも非常に迷惑をこうむっているということから、これを何とかしなければいけないという気運がみなぎっていたのです。そういう中で特にイギリス、ヨーロッパサイドで、そのように主としてショートで借りて長く貸すということ、しかも薄いサヤで貸すということは金融機関として問題がある。これを一定のルールに従って抑えるというやり方が何かないかという結果として、B I Sの場で規制案を考え始めたわけです。これ以外にもB I S規制が行なわれるに至る背景には、たとえば、金融の急速なグローバル化の進展への対応や、急速に増大する各種金融リスクへの対応などいろいろのことがあろうかと思いますが、日本サイドからみて、やはりオーバープレゼンスの問題が、一つの引き金になっ

たと考えています。

最初は、B I Sには日本銀行から若い人が行っていたのですが、規制ということになりますと、金融監督当局の仕事であって、これは本来大蔵省の仕事であったわけです。中央銀行である日本銀行の仕事の上ではその規制には対応できないということです。今は若干違ってきていますけれども。

そこで、いろいろ局内で相談しまして、B I Sのそういう諸々の動きに大蔵省銀行局として全面的に取り組んでいこうではないか、誰がやるかということになったわけですが、結局、千野さんをヘッドにしてお願ひしようということが、私の意識の中では最初の大きな動きではないかなと思うわけです。

そこで、後ほどご両者からいろいろなお話があるかと思いますが、当時、オーバープレゼンスでカリカリしていたのがヨーロッパサイドですから、日本の金融機関を封じ込めるための規制というのは、彼らの利害に基づいて規制案ができつつあったものですから、いろいろ局内で相談しまして、まず、アメリカとやろうではないかということで、中途を省略しますと、急きょ、千野さんが、アメリカに飛んで行きまして、アメリカの連銀と話をしまして、そこである案を大体話をつけまして、その案を持って、今度はアメリカと一緒にヨーロッパ、結局、3つの極で話を詰めるという方向でやったわけであります。

その結果、いろいろなやりとりがあったのですが、今日の自己資本比率規制、しかもリスクアセットを分母として自己資本を乗せて、Tier 1、Tier 2 とかいうのをやることを大筋で決めたわけです。

今、振り返ってみまして、あのときはそういうことでできたわけであり、国際的協調の画期的成果でもあるのですが、現在、このB I Sの自己資本比率規制に基づいて早期是正措置が行われ、また、公的資金の注入とか諸々のことが起こっているわけです。当時の我々の頭の中には、B I Sの自己資本比率規制の仕組みというのは、なんとか国際的な統一基準としてまとまったが、まだまだ諸々欠陥があるという意識が非常にあったのですけれども、現在、早期是正措置の基準として自己資本の段階に応じて規制を金融機関に付加するという仕組みができ上がってしまって、それによって金融界がいろいろと動かされているわけです。たとえば、自己資本比率規制の分母というのはリスクアセットなのですが、国債はリスクはゼロということですから分母に入れないのですが、民間の貸出は相手先の信用度とか、そういうのに関係なく全部100%で入れる。地公体だってもろもろの信用によるランクがいくつも、これからアメリカのようにますます出てくると思うのです。

にもかかわらず10%のリストアセットで画一的にやるとか、要するに分母の作り方に、まだまだ恣意的なやり方が残っているし、分子に入れる分もいろいろのしがらみ、経緯の中で決まってきているから、これまたおかしいのです。そのような率を厳格に8とか4とか2とか1とかの狭いレンジの中で、かなりドラスティックでリジッドな規制を金融機関に課していくやり方というのは問題があり、限界があるのではないかと。今、私自身はそう思っているのですが、先日、内海君と話してましたら、今やアメリカでもこのやり方はおかしいので、B I Sの方を含めて、大巾に手直ししてやり方を変えようではないかという動きが急速に出てきているということです。そうすると、最初に決めたときの決め方についての諸々の事柄をきちっと、どういう考え方に基づいてその時代背景の中でできたかということを申し上げておかないと、「なぜ、あんなものがあるのか云々」というふうに言われるところもあるかもしれないし、いらぬ誤解を生じることもあるかもしれないから、やはりそのところは、もし、できれば、本日、ご両者のご発言によって、当時の経緯その他を明らかにすることができたらなと思っているわけです。

これから千野さんにご発言をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

今、私が申し上げたことについて、ご異論の点、あるいは間違っている点があったら、これもご指摘いただけたらと思います。

〔 千 野 〕 今、おっしゃったとおりでございます。B I S規制合意は、金融の急速なグローバル化の中で不可欠となってきた銀行監督ルールの国際的統一を図るもので画期的な大成果である。しかし、これは、大きな一歩ではあるが、第一歩だ。現行のB I S規制のルールには、限界がある、制約がある、これはできるだけ早い機会に改善しなければいけないと、いうことは、もう当時から私たちも言っておりました。各国監督当局も同じ認識であった。

ただ、これを作る過程というのは、各国の利害調整のため国際交渉に何年もかかっているわけで、一ぺん、一部手直しすることになったら、全体が国際的に収拾つかなくなってしまうというようなおそれがあって、なかなか手がつけられなくて今日にきていると思います。

先ほど、平澤頭取が言われたいくつのおかしな点というのは全くそのとおりで、かなり恣意的なものも多いものですから、やはり一ぺん基本に戻って作り直すということが必要なのだろうと、私も思います。

そこで、今、ご指示がございましたので、一体どのような背景で、どのような経緯で

これができるかということ、まず、淡々とお話しさせていただきたいと思います。

バーゼル合意と言われているものの背景には、当時、3つあったというふうに認識しております。1つは金融をめぐるリスクの増大ということでございます。当時の意識としましては、金融の自由化が各国でどんどん続いて起こっておりまして、国際化も進んでおりまして、そして、深刻な累積債務問題もなお解決していないという中で、金融機関の経営をめぐるリスクでございますとか、あるいは金融システム全体の安定性に対するリスク、これが急激に増大しているという危機感が当時の各国の監督当局者に共通の認識になっていたわけでございます。金融機関の業務の自由化1つとりましても、収益機会は増えるだろう、しかし、同時にリスクも増えるだろう。業務の自由化がどんどん進みつつある中で、国内でもやはりリスクの増大を何とかしなければいけないという気持ちが強まっていたと思います。

そこで、増大するリスクへの対応に全力を挙げようということで、それには英米においてかなり前からリスク対応の手法として使われていた自己資本比率規制というものでまずやろうということになっていったのは、当時としては自然のことだと思っています。

無論、当時、どの国の銀行監督当局も、リスクへの対応が自己資本比率規制の強化だけで足りるとは誰も思っていなかった。経験に照らしましても自己資本比率の数字が高ければ大丈夫ということは全く言えないわけでございます。むしろ大事なことは、自己資本比率を高める上での資本の充実、そして、資産の質的な内容の厳しい点検ということが一番大事だということだったと思います。

各国の監督当局がほぼ時期を同じくして自己資本比率規制の強化を図ってきているわけでございます。イギリスの場合はどうだったかと言いますと、1975年以来、リスクアセット・レーシオによる自己資本比率規制指導というものを個別銀行ごとにやってきておりました。アメリカでは60年代の半ばまで自己資本比率規制があり、60年代半ばに一ぺん廃止してしまったのですが、それを81年に復活いたしまして、規制を強化して当時に至っていたわけでございます。

日本の場合はどうかと言いますと、昭和60年6月に金融制度調査会の「金融自由化の進展とその環境整備」という答申が出まして、その中で預金金利の自由化も進む、リスクは増大する。だから、資産・負債の規模の拡大は個々の金融機関のリスク負担能力とバランスの取れた形でやらなければいけない。自己資本比率については新しく基準を作って指導をやる必要があるとっているわけでございますが、61年5月に、これは覚えておられる

方も多いと思うのですが、「経営諸比率指導」というのが出まして、その一環で新しい自己資本比率の基準が決められたわけでございます。

これはどういうものだったかと言いますと、総資産に対して自己資本比率を4%程度以上にする。これが本則でございまして、そして、補則としまして、海外支店を持っている金融機関の場合は総資産に対する本則の自己資本4%プラス有価証券の含み益の70%、これを全体として6%程度以上にするということだったわけでございます。これが61年5月の新しい規制だったわけでございます。

こういうようなことで、第1の背景として、リスクへの対応という意識が各国にあった。

2番目が、金融のグローバリゼーションということでございます。どこの国でもいろいろな金融の技術の進展、規制の自由化に伴いまして、非常に急速にリスクが増えている。グローバリゼーションの下でリスクがどんどん大きくなっているということの意識がございました。グローバリゼーションの下では、どこかで起こったことは必ず他の国に直ちに波及するので、やはり銀行監督当局が自分の国のことだけではなくて、各国の銀行監督当局間でいままで以上に緊密に協力しなければいけない。監督の手法とか基準についても統一を図って共通の指導をしていかなければいけないという意識が強まっていたわけでございます。それが2つ目です。

3つ目の背景が、先ほどもお話しになりました、要するに日本のプレゼンスの急拡大に対する警戒感から出てくるところの、いわゆる各国銀行間の平等な競争条件というものへの、各国の要請というものでありました。これがいわゆる「レベル・プレイング・フィールドの確保」ということでございます。よく引かれることでございますが、昭和62年7月でございますが、アメリカの下院の銀行委員会でボルカーさんがこういうことを言っているのです。「自己資本比率規制の国際的統一についての合意ができれば、これは日本の銀行との競争上、アメリカの銀行が不利な立場にあるとのアメリカの銀行の懸念を和らげるものになるだろう。銀行に関する専門家の多くは、『日本はより緩い規制の下にあって、その結果、日本の銀行の競争力がアメリカの銀行を上回ることになっている』というふうに言っている」というのでございます。これが当時のアメリカ、あるいはイギリスの共通の対日警戒感であったと思います。先程、平澤頭取がお話しになった通り、英米のテンションは極めて強いものでありました。

日本の銀行は当時国際的に活躍したいという気持ちが非常に強うございましたし、邦銀が国際的に活動をし続けるためには、自己資本比率規制の国際的統一の作業に協力して、

外国から日本の銀行だけ競争条件が甘いぞということを言われぬようにせざるを得ない。そうしないと、日本の銀行が国際的に出ていけないという事実がございました。これが3つ目の背景、おそらく最大のファクタだったと思います。

そこで、国際的活動に支障が生じないようにするには、協力せざるを得ない。それなら先手を打って、英米などが決めてしまった後のものを押しつけられるのではなくて、むしろ英米の作業の中に積極的に入って行って、日本の考え方をできるだけ反映させた、日本にとっても困らないルールというものを作ってしまうというふうにしないといけないのではないか。日本の主張を十分に反映したものを、中に入って作って、先手を打ってやっていくということが大事ではないか。まずアメリカと交渉せよ。徹底的にやって、日本の考え方をできるだけ反映した案でアメリカと組め。その後に、日米連合軍でイギリスに当たって日米英の合意を形成せよ。そして、日米英で組んだ上でバーゼルに行って、G10の合意を目指せ。こういう平澤局長の大戦略が出されて、渡辺君とアメリカに行き、ニューヨーク連銀総裁のジェリー・コリガンに会い、フェッドの銀行監督局長でありましたビル・テラーという男がおりますが、この人を中心とする米側との交渉が始まったわけでございます。

私は今でも思い出すが、いよいよアメリカに立つという前の日に、平澤局長のご示唆で、主要銀行の一般委員、専務とか常務というクラスの人々に秘密裡に集ってもらいまして、そこでいろいろ状況の話をして「じゃあ、行ってくる」というと、皆さんから「今回の交渉には日本の金融界の命運がかかっている。努力すればクリヤできるようなルールになるようにぜひ頑張ってきてほしい」との真剣な御要請を受けた。そのあと局長から言われたのは、「ポーツマス条約の小村全権が行くときはみんなに旗を振って見送られて、向こうでは必死でやって、日本をめぐる状況の下では最善の結果を得たのに、帰ってきたときには、石を投げられ、あるいは火をつけられた。ああいうふうになるかもしれない。状況はきびしいが、とにかく頑張ってください」と言われたのを覚えています。日本への風圧が極めて強い中で、かなり深刻な気持ちで出かけたわけでございます。

〔 山 口 〕 それはいつだね。

〔 千 野 〕 62年の夏でございました。

それで、これはどういう合意になったということは後にしまして、合意に至る経緯で若干申し上げておきたいのですが、バーゼルの「銀行規制監督委員会」というのは、当時の小委員長の名前にちなみまして「クック委員会」というふうに呼ばれていたわけでござい

ますが、この「銀行規制監督委員会」は、昭和50年に、例のヘルシュタットの銀行破綻問題を背景にしてできたわけでございます。

ここでは「自己資本の充実」と「その他銀行監督上の諸問題」をずうっと議論してきたわけでございますが、欧米諸国も、当時の自由化、国際化、機械化の下で、しかもECの域内経済統合が進んでいまして、ECの中でも統一的な規制ルールが必要だという動きもあって、これらを背景に、自己資本比率規制を一ぺん見直して、国際的な統一をやる必要があるという声が出てきていたわけでございます。

昭和59年から、「クック委員会」の本格的検討が始まったわけでございます。私は昭和62年の夏に、近畿財務局から帰ってまいりまして、これに参加したのでございます。近畿は、奈良の仏さんとか、京都の立派なお庭とかありまして、仕事のかたわら、文化的な香りのある生活をしていたわけでございますが、帰ってきたとたん様変わりの非常に厳しい世界にとび込んだわけでございます。実はそのかなり前から、バーゼルの委員会では、先ほどもお話がありましたように、ずっと議論がありまして、そこには、ここにいる渡辺局長が、当時、銀行局の課長補佐でずっと参加しておりましたので、この辺の経緯はまた後ほど渡辺君から詳しくお話ししてもらいたいと思うのでございます。1つ申し上げますと、62年の夏からアメリカへゆき、ニューヨーク・フェッドの中で秘密裡に日米間の議論が始まっていたのですが、とにかく真剣勝負だった。どう説明したらいいか、向こうからはきっとこういう質問がくるけれども、どう対応したらいいかというようなことを我々チームは一生懸命考えて、寝る時間が殆どないのです。渡辺君は特に本当に寝る時間がなくて、ある日、会議をやっている途中にバターンという巨大な音がしまして椅子とともに彼がひっくり返った。彼が倒れたのです。みんなびっくりした。そういうようなことがありましたあと、米側も、われわれの考えに少し耳をかすようになった。本当に渡辺君をはじめチーム全員が体力ギリギリでやってくれていたわけでございます。

それで、元に戻りまして、「クック委員会」は昭和59年に検討が始まったわけでございますが、62年1月に米英共同提案というものが発表になったわけでございます。「自己資本比率規制に関する米英共同提案」といいまして「アグリード・プロポーザル・オブ・ザ・USフェデラルバンキング・スーパーバイザリー・オーソリティーズ・アンド・ザ・バンク・オブ・イングランド・オン・プライマリーキャピタル・アンド・キャピタル・アディクワシー・アセスメント」という長い題名なのですが、こういうのが米英共同で発表されまして、そして、特に日本、その他の各国もこれを検討し、これに参加せよとい

う強いプレッシャーがかかってきたわけでございます。

日本では、平澤局長のご指示によりまして、大蔵省は、私、それから渡辺君、その他の諸君から成るチーム、日銀は細谷貞明さん、当時総務局の次長でございましたが、この方をヘッドとするチーム。一緒に各地に行き、一心同体で力を合わせて国際交渉をしたわけでございます。細谷さんは、おそらくこの問題の疲れもあったと思うのですが、後日、ご病気で亡くなられて非常に残念でございました。そしてまた、当時アメリカの代表であったビル・テラーも、この交渉の後、そしてまた、アメリカのS&Lが年に200も潰れるような時期の対応の疲れもありまして、若くして亡くなったわけでございます。

イギリスの代表は、当時、バング・オブ・イングランドの銀行監督担当の理事をやっておりましたブライアン・クインでございました。

そういうことで、検討作業に本格的に参加していったわけでございますが、昭和62年11月に報告書ができて、基本的な合意ができた。そして62年12月に、この案を持って各国当局が各国の銀行たちとの調整をするということになりました。そのような調整過程がありまして、そして、63年6月28日に、もう一ぺん最後の「クック委員会」を開いて、そこで最終的に合意ができ、そして7月になってB I Sの総裁会議も了承したわけでございます。

バーゼル合意の概要につきましては、渡辺君が一番詳しいものですから、どういうものかということをご説明して下さると思います。

それで、当時これができたところで、銀行局はどう考えていたかということをちょっと申し上げますが、1つは、こういうものを作って大変な進展なのだけれども、平澤頭取が言われましたように、欠陥が多いということなのです。これを何とかよくしていかなければいけない。例えば、リスク・ウエイトのつけ方が非常に具合が悪い。もう少し細かくリスクの実態に応じたリスク・ウエイトのつけ方はないだろうかとか、これは信用リスクとの関連でみた自己資本の評価ということが狙いなのだけれども、金利リスクとか証券投資リスクとかいろいろある。その他の種類のリスクについても十分入ったようなものにしなければいけないのではないかと、問題があるということは非常に認識しておりました。できるだけ早い機会に直さなければいけないなということは、みんなで言うておりました。

ですから、先ほど言われたように、これが早期是正措置の発動の基準になって、相当大事な厳しいことをこれで決めていくというのは、ちょっといかがなものかという感じは私も同感でございます。

それから、自己資本比率だけでは体力は判断できないので、例えば資産の質をもう少しよくみる方法はないか。引当金の額などをもう少しうまく反映させなければいけないのではないかと、そういう話もしておりました。

もう一つは、税制上、会計上の扱いが各国みんな違う。そうすると、自己資本の比較可能性というものに、実はかなりの疑義を生ずることになる。かなりアバウトに決めてはおりますけれども、関連する税制や会計面の統一化というようなことを考えていかないと、本当の比較はできないねということも言っておりました。

それから、当時言っておりましたのは、主として普通の単純な形の銀行を頭において、このリスク・アセット・レーシオを考えていたのですけれども、金融コングロマリットの監督をどうするかということについても、これから相当やらなければいけないという意識も当時ございました。

それから、バーゼル合意ができて、金融機関に何を期待したかということでございますが、これができますと、言うまでもないことながら、一定の限られた資産の額で収益を極大化するということが大事になってくる。資産の一定の伸びを確保しようと思ったら、増資とか内部留保とか自己資本を伸ばさなければいけないというようなことになる。今後はやはり総資産の増加を抑制して、いままでの量的拡大から根本的にスタンスを変えて、収益を重視した、質的なものを重視した経営へ基本的に転換しなければいけないということを、口が酸っぱくなるほど我々は言っていたわけでございます。

ですから、従来以上に自己資本の充実に努力を払う。それから、資産の内容をいままで以上に厳しく点検する、リスク管理体制を確立する必要がある、と我々は当時言っていたわけでございます。

当時、銀行もそういうつもりで一時は厳しいスタンスになったのでありますが、そのうちに、63年、64年という頃に株式ブーム、銀行株の値上がりも続いたことがありまして、彼らは再び甘いスタンスになりまして、量的拡大から質的な経営へという方針が守られないま、量的拡大が続いてしまって、それが、やはりこれは収益重視でやらなければいけないという修正に動いたのは、残念ながら90年になって東京株式が暴落してからのことであつた。これははなはだ残念なことございまして、自己資本比率規制を決めたときの銀行局の考えというものは、これによって、いままでの量的拡大の姿勢を直して、リスクへの対応を強めるということであつたわけですが、もし、それが本当に守られていれば、その後の動きもかなり変わったのではないかと思うのです。

逆に言えば、こういうような自己資本比率規制を導入し、一応、緊張感を与え、量的拡大から質的な経営へということを口が酸っぱくなるほど言ってきたということがもしなかったら、もっとおかしいことになっただろうと思います。

実は、ビル・テラーが亡くなった直後に、渡辺君と相談して、ニューヨークタイムスにビル・テラーを悼むコメントを出したのです。そうしたらその直後にアメリカに行き、ホワイトハウスでパーティがあったときに、向こうからグリーンズパンがやってきて、「あれを読んだよ、俺もビル・テラーがいなくなって悲しくてたまらない。だけど、ビルと君らが一緒にやったこの仕事のお陰で、世界の金融システムが相当強化されたのは間違いないことだ」と言っていました。当時はそういうことだったと思います。

あまり時間もありませんから、渡辺さんのお話を伺いたいと思うのですが。

〔 渡 辺 〕 私、特に準備をしてこなかったのも、恐縮なのですが、今の平澤頭取と千野理事長のお話で若干触れられなかった点で、気がついたところをいくつか補足したいと思います。

まず、千野理事長が銀行局に来られて、本件をおやりになる前に若干、数か月プレヒストリーといいますか、実は62年1月に英米の共同提案というのが出ました。それをどういうフォーラムでみんなで議論するかということになって、結局、「クック委員会」で議論するということになりまして、2月ぐらいからクック委員会で自己資本比率の議論が本格的に、もちろんずうっとあったわけですが、英米提案をベースにするということになりまして、先ほど、平澤頭取の方からお話がありましたけれども、それまでは日銀主体で、かつ国際金融局の若い人が行くということで「クック委員会」に対応していたのですが、銀行局が全面的にそこに参加するということで、銀行局の担当の者が、たまたま私、銀行課の補佐をやっておりましたので私が行くということで、2月の初め頃から「クック委員会」の議論に参加いたしました。

当時は、日本にとって飲めないところについて「ノー、ノー」と言っているだけで、会議自体は、ただただ私は「ノー」と言う役割だったのですが、それを、そういう状態を脱して日本が建設的にむしろリーダーシップを持って、日本にとっていいようなものにしようというイニシアチブが出てきたのが、まさに千野審議官が来られて、アメリカに行き、それからイギリスに行ってスキームを作る。そこからダイナミックな展開になったわけですが、それまでは私が行って「こんなものは日本は飲めない」ということだけを言っていたということです。

それから、その過程で、ただそれだけ言っていてもしようがないものですから、確か、3月か4月頃だったと思いますけれども、英米の共同提案ですから、イギリスとアメリカの当局の人たちに日本の実態を理解してもらおうということで、日本にそれぞれ来てもらいまして、当時の六本木の共用会議所で2日だったと思いますけれども、延々と朝から晩まで議論して、英米の提案を日本に適用するとこんな問題が生じるということを詳細に説明したというセッションを、それぞれ英米について1回ずつやっているということがございました。ただ、それはそれで、ただ説明をしたということで、具体的にそういう問題点についてどういう解決をするかということについては、まだ何も決まっていないといえますか、誰も具体的なアイデアを持っていないという段階で62年6月25日に、千野審議官が着任された。こういうことでございます。先ほどの歴史の中で、そこがちょっと抜けていたのかなと。

それから、中身の話なのですが、最初に平澤頭取がおっしゃったことで、いろいろな議論をした結果であっても、国際的に多数の国がそれなりにOKしたのですが、非常にあいまいといえますか、茫漠としたといえますか、問題が残っているにもかかわらず妥協したという部分がいくつもあって、それが今、日本にとって非常に桎梏になっているわけですが、それはたくさんあると思いますけれども、いくつか私の気がつきました点について、多少技術的な説明をさせていただきたいと思います。

まず、8%という数字そのものの問題でございますが、これがある意味で「物神化」して、8%をちょっとでも割ったらいかんとか、4%になったどうだとか、そういうことのすべての原点になっているわけですが、実はこの8%という数字は英米の共同提案の中に全くない。つまり、英米の当局自体が数字が出るとそれが一人歩きするから、まずスキームを作って最後に数字を決めようというスタンスで、数字が「物神化」することについて初めから英米も、私もそう思ったのですけれども、それなりの意識といえますか問題意識は持っていたということでございます。

したがって、はじめは全く数字なしで、ともかく銀行の自己資本というものを計るメジャーというものを作ろう。そのメジャーができれば「じゃあ、どのぐらいの数字ならいいのか」という議論をしよう」という筋道で始めたということでございます。

なぜ、8%なのかということですが、これは後で出てきますけれども、日本の銀行の一番の問題だった「含み」の問題とも関係しますが、アメリカに千野さんが行かれて議論しているときに、アメリカのトップのマネーセンターバンク、当時、5つか6つあっ

たわけですけども、それと日本のトップ6といいますか、全銀協の会長行4つに住友・三和を加えた6行と、そういうものの自己資本比率というものを大体結果において一致するような形で「含み益」を入れる。そういうものを前提として考えていくと、初めはアメリカは10%か12%ぐらいということをやっていたのですけれども、その「含み益」との関係の中で最終的に日米のマネーセンターバンクの自己資本比率が、大体何年かかかれば同じぐらいになるというような値として8%というのが出てきたというふうに、細かく経緯を言いますと長くなりますが、大ざっぱに言えばそんなことではなからうか。

したがって、8%というのも、アメリカはもともと多ければ多いほどいいというスタンスでしたけれども、そういう議論の中で、そのときのたまたまの金融情勢といいますか、日米の銀行の経営状態というものから出てきたものでありまして、8%とか何とかというのが「物神化」というのは、経緯からしても非常に不自然であって、これはある意味で、もし、差支えがあればいろいろな形で調整するというのは、経緯論からしても、もともとの発想からしても考えられないわけではないというように私は思います。

次に、リスクウエイトでどんなものも全部100%かゼロとか一律極端なものではおかしい。これは当然でありまして、私も最初に英米の共同提案を見たときに、後で申します「含み」の問題ともう一つリスクウエイトというのが非常に問題だということがすぐにわかりまして、それは、いろいろなリスクが全然違うのに相当大ざっぱに分類しなければいけないということももちろんあるのです。これはただ分類の仕方の問題で、どの道、完全精密にはならないということであると思いますが、もう一つは日本の場合は銀行は担保を取るというのが通常の習慣でございまして、英米に比べれば担保を取っているという分だけ、銀行の資産としては安全なのではないかという議論が当然成り立つ。これは、事務的にも千野審議官にもやっていただいたわけなのですけれども、これがなかなか通らない。いろいろな議論をしたのですけれども、結局、担保の価値も、どんどん地価が落ちていくとかいろいろなことがあって、完全に安全というわけではないのではないかというようなこととか、アメリカでも一部の銀行は担保を取って、特にモーゲージというようなことでやっているのだけれども、これも入れないのだ、だから日本もいいのではないかというような、いろいろな議論がありまして、結果として担保は斟酌しないでリスクウエイトを考えるとシステムになりました。

私は、ここは、議論の経緯はあるのですけれども、担保というものが全然斟酌されないというのは、若干銀行の経営の判断として問題があるというふうに思います。

ただ、我々が経験しましたように、後で担保の価値がどんどん下がっていくというようなことがありますと、それをどういうふうにこの中に入れていけるのかというまた別の問題が出てくるとは思いますが、そういう問題が当初からございました。

第3の問題は、「含み益」の問題でございまして、これは先ほど千野理事長の方からございましたが、62年に経営諸比率の中で70%の「含み益」を自己資本比率の中に入れることを認めるという取扱いにしたわけですが、これが英米の提案では「カウントできない、ゼロだ」という提案になっておりまして、そうしますと日本の銀行は8%どころかほとんど4、5%ぐらいにしかならないというようなことで、そのままいきますと、資産をドラスティックに圧縮しなければいけないという問題になります。

ということで、この「含み益」を入れるということをいかに英米、それから「クック委員会」に認めてもらうかというのが交渉の最大の眼目でございました。これをめぐってさんざんテーラーなりクインと激論したわけですが、向こうの言うのもある意味ではもっともなところがありまして、「含み益」というのは株式の市場によってどんどん変化するのではないかと。上がるときもあれば下がるときもあるのではないかと。したがって、そんなものを銀行の資本などと言っても、それは非常に幻想的なものではないかという、今となればある意味で正論なのですが、そういう議論でございました。

私どもは、日本の戦後何十年の株式市場というのは、それなりの傾向でずうっと上がっている。したがって、そういうある程度の確率的な安全性というのがあります。ただし、掛け目は当然必要で、100%が全く安定的であるということは考えられない。したがって、掛け目の問題だ。日本の銀行監督当局としては70%ぐらいがいいのではないかと考えている。こういう主張をしたわけです。

それでさんざん議論をした結果、これをまさに千野審議官とビル・テーラーとクインで、最終的に45ということで、少なくともゼロではない、しかし70でもないというところで折り合ったというのが、本交渉の一番のポイントであったわけです。

したがって「含み」を45%入れるということも、そういう諸々の交渉上のさんざん議論した結果ではありますが、妥協の産物といえますか、それとの関係で8%なり、それに至る経過規定というのも決まってきたということでありますので、ある意味では非常に歴史的な、ないしは各国の事情を背景にしたさまざまな交渉なり駆け引きの産物であるということが言えると思います。

もう一つ、いままでちょっと問題になっていませんが、問題になりましたのはカントリー

リスクの取扱いで、当初というかまとまった段階では、OECDの諸国に対する銀行の貸付はリスクウェイトはゼロ。それ以外については100%という、これまた極めて極端な扱いになっておりまして、これについても相当な議論がありまして、これも、だれが考えても現実にはそんなことはないわけですが、それでも、「クック委員会」といいますかバーゼルとしては、それぞれの国について、例えばブラジルが50だとかトルコが30だとか、そういうことを言うような権能といえますか、そういうリスクを冒すことはできない。したがって、何らかの外に現在ある客観的な基準というものを引っ張ってきて、それでとりあえずやるということしか考えられないということで、いろいろとIMFの8条国であるとか、もちろんOECD加盟国とか、GAB（IMFの一般借入協定）の参加国とか、いろいろなくくり方を議論したのですけれども、最終的にはOECDというのに落ち着いた。

OECDにしますと、例えばトルコは入るけれども、当時は韓国が入っておりませんで、非常にそういう意味では変な取扱いで、特に日本は韓国を入れろということを相当強く主張、特に千野審議官には非常に強い口調でBISで主張していただいたのですが、結果的には、1つ例外を認めると、じゃあ、ブラジルはどうだとかいう議論になって収拾がつかなくなるということで、OECDの加盟国と非加盟国。これもある意味では非常に恣意的といえますか、たまたまそのときに銀行監督局のリスク評価との関係でニアリー・イコールに近かったものがたまたま入ったということで、その後、国の事情がいろいろ変化する、OECDの加盟国も変化するという中で、必ずしも柔軟に適用していないのではないかという気もいたしますが、それぞれ交渉の経過の中で、その時点においてみんなで議論して、手近にある近似値の中で近いものをとったということでございますので、それが一人歩きして「物神化」するということについては、私も、頭取、理事長と同じ危惧を持つということでもあります。

ただ、さはさりながら、これをまとめてみんなで共同のスキームとしてやっていくということの、当時におけるメリットというのは、やはり相当なものがあつたと私も思いましたし、さらに、日本の中でそういう問題に伴う、それをカバーするような措置をいくつか並行的にやっていけば、それなりの意味はあるのではないかということで、私自身もそういうことで納得していたという、そういうような気持ちでございました。

以上、ちょっと準備がなかったので散発的でありますけれども、私のコメントといえますかご説明とさせていただきますと思います。

〔 平 澤 〕 今の渡辺さんのお話のように、1つの歴史的な流れの中でできた産物で

すから、ある意味でザクッと決めているもので、ザクッと決めているものが、周りの金融情勢その他世界的にグローバルに変わってきているにもかかわらず、それがほとんどそのまま最初の形で残ってきて、それが現在、先ほど「物神」という言葉がありました、そして、それを前提に今、物事を決めているところになんか問題があるのではないかということ、今、お2人もおっしゃいましたが、私も全く同意見です。

もう一つは、千野さんが向こうに行く前に、主要行の一般委員の人たちが千野さんと呼んで会合を開きまして、「頑張ってください」と言って送り出したわけですが、そのときは、今、渡辺さんが言ったように、仮に「含み」の部分が入らないと、日本の銀行の自己資本比率は4とか5ぐらいになってしまう。ほとんどの主要行が海外で仕事ができないという、それほど切羽詰まった状況に客観的に追い込まれているのを、千野さんたちが行って「そこを何とか」という中で45%で、まあ、これなら、努力すれば自己資本比率を8以上にキープできる。海外の支店を撤収しないですむということが決まったわけで、千野さんが帰ってきたらみんな非常に喜んで、今、考えると若干滑稽なのですけれども、「我々は、これでよかった、海外業務をやめないですんだ」と。

しかし、その後、大変残念なことながら、ああいう経済情勢の中で、エクイティーで資金調達もう野放図にやれるようになったために、転換社債だ何だかんだで金融機関はどんどん資本を調達したわけです。その結果として、自己資本に心配がなくなったものですから、それがいろいろなところに出て行っちゃったんですかね。ですから、当初は、先ほどお2人が説明したように、これによって日本の金融機関もマナーがきちっと、リスク感覚を十分持った上で仕事をしてくれる。海外でも非難されるオーバープレゼンス的なそんなことはなくなる。そういう仕組みが一応ザクツとしたものだけどできたと思っていたのが、そういう状況になったわけです。

だから、先ほどちょっと「非常に残念だ」とおっしゃったけれども、私も全く同意見です。

しかし、なかったら、どこまで行ったのかという点もあるかもしれません。それが、今、こういうふうにエクイティーで資金調達もできないし、せっかく一生懸命45%「株の含み」を入れてあげたのに、そっちの方、株の持合とか何とかで持っている部分の「含み」がリバーツと減りましたから、それで8を切るとか切らないとか、もう大騒ぎの状況になっているところへ、最初に申し上げたように、それに基づいて早期是正措置とか、公的資金の注入とかいろいろなことが行われてきているというのは、何か最初やってきたそういう延長の中

で考えると、変なふうになっちゃったかな、残念ながらという思いもあるわけです。

他方で、内海さんの話ですと、アメリカサイドも、もうこれは1つの歴史的役割がかなり終わったので、いろいろな角度から見直しし、手を加える。たとえば、この仕組みの中にはマーケット・リスクやオペレーショナル・リスクなどが入っていないものですから、これらをどう組み入れるか。また、信用リスクについても、先ほどお話があったように非常に不十分だから、これらを入れた上での基準というのを、今、B I Sを中心にしているところをいろいろ検討していて、近く打ち出すそうですから、打ち出してきたら、これまで、8%や45%、あるいは100%のリスク・ウェイトなどを「物神」と信じて、行政はやってますよね。今後、どういうことになるのかなど、実は個人的には非常に気になるところです。

〔 山 口 〕 45に入れるときに、向こうは法人税があるから半分にしようという話があったよね。

〔 平 澤 〕 そう、そう。

〔 山 口 〕 だから、それまで考えると45というのはずいぶん入れたということになったちゃんうだね。

それから、駆け引きの中で「劣後債を入れろ」というのをイギリスが言ったんだっけ？ ドイツ？

〔 平 澤 〕 ちょっと正確でないのですが、アメリカがやりたいと主張していること、イギリスが主張していること、ドイツが主張していること、あのとき、それを全部千野さんはやりながら落としていったのです。

〔 千 野 〕 私もちっと忘れましたので、渡辺さんにひとつ……。

〔 平 澤 〕 ドイツは不動産を入れろって言った？

〔 渡 辺 〕 不動産は、イギリスが入れろって言ったのだと思います。

〔 山 口 〕 劣後債はどこ？

〔 渡 辺 〕 確かイギリスだったと思います。理事長がおっしゃるとおりだと思います。自分のところの制度に合ったものを入れろと、みんな必ず言っています。

〔 山 口 〕 アメリカは何を入れろって言ったの？

〔 千 野 〕 ありました。何だったですかね……。

〔 福 田 〕 アメリカの場合はもっともっと強いのでしょうかね。

〔 山 口 〕 その頃は強かったんだよね。

〔 福 田 〕 株持っていないですね。

〔 山 口 〕 株は持っていないし……。

〔 渡 辺 〕 私の記憶では、一番強かったのは自己資本比率をできるだけ高く、例えば12とか何とかにしろと。

〔 平 澤 〕 それを8まで飲んだんだな。

〔 渡 辺 〕 ええ。

〔 山 口 〕 日本とイギリスは何か例外を入れろということで、千野さんの働きでそこがまとまるのではなからうか。

〔 平 澤 〕 少しずつ思い出しましたが、まずアメリカに行って、千野さんが、日本の「含み」を入れるのをまず手握ったんですね。

〔 千 野 〕 そうですね。

〔 平 澤 〕 そして、今度はイギリスを落として、最後に他のヨーロッパ諸国を、その3か国が……。

〔 山 口 〕 説得しちゃうんだろ？

〔 平 澤 〕 極秘で手握ったやつで、バーンとぶつけたわけでしょ。

〔 千 野 〕 そうですね、思い出しましたが、日米で組んでイギリスに「おまえ、降りろ」、あのときは日米で50だったかな。

〔 渡 辺 〕 日米で50です。

〔 千 野 〕 50で組んだんですよ。70から50まで下りたというのは、これはもう大変な譲歩なんだということです。日米は50で、ビル・テラーも「それじゃ、50でいこう」ということでイギリスに行きまして、そうしたらクインが「とんでもない」ということになったのです。そうしたら、やはりビル・テラーは立派な男だよね。僕は行く前にビルと「俺とおまえは友だちだ。一ぺんこれで手握った以上は、例えどことやるときも、俺とおまえは友だちだよ、お互いに裏切らない」と言ったのですが、本当に……

〔 山 口 〕 裏切らない？

〔 千 野 〕 ええ。ブライアン・クインが「とんでもない」とか言ったら、すさまじくおっかない声で、イギリスをやっつけるわけです。「せっかく日本がこれだけ前向きにやってくれて日米合意ができたのに、おまえはこれを潰す気か！国際金融のシステムの強化に反対するつもりか！」と。その後、渡辺君がこれまた相当……、彼の英語というのは迫力があるんですよ。どやしつけてまして、それでビクッビクッとしたところで、私が出て行って……、そういうのよくあるでしょう。

あの頃のやりとりを1つずつ思い出しますと、あれ、相当なものでした。

そうしたら、イギリスがついに最後に「降りる」と。「だけど、45で降りよう」ということになって、45で3国が合意した。

それから、「クック委員会」のクックに「実は三者で合意した」と言ったらクックが喜びまして、「それじゃ、あなた方3人と俺と4人でしっかり組んで、しかし、組んでいることは一切外に言わないで……」と。バーゼルの会議に行くと、ここよりもっと大きなテーブルで、アメリカは、そこ、私はここにいて、イギリスはその辺、みんなバラバラですけども、全然組んでいる素振りは見せずに、適宜うまく発言して、全体を三者のあるいは四者の合意の線に持っていくということでやったわけです。あれはうまくいきましたですね。

〔 平 澤 〕 先ほど理事長が行っておられました税金というのは、「含み益」が100あっても法人税で半分取られるからというので50が出てきて、それで千野さんは最後に5%出したんですね。それで45で決まったという……。

〔 千 野 〕 そういうことです。

〔 北 村 〕 85,6年に、アメリカに長期出張しておりましたときに、当時は、自己資本比率ではなくて逆にレバレッジの考え方で、自己資本に対して何倍まで商売ができるかできないかというのでした。レバレッジの考え方が自己資本比率に変わったというのは何か経緯があったのでしょうか。あるいはそもそも自己資本比率の方で議論していたのでしょうか。

〔 平 澤 〕 あなたがやったときは、もう自己資本比率になって……。

〔 渡 辺 〕 なってましたですね。

〔 平 澤 〕 大蔵省も昔はレバレッジでやっていたんですね。レバレッジの考え方は、例えば、例の保証のときの基金を積むとか、みんなレバレッジですよ。しかし、自己資本比率、逆数となるからね。自己資本比率になったのは、やはりバーゼルの80年の後半以降ですよ。

〔 北 村 〕 先ほど、もしこのB I S規制なかりせばという話が出たのですが、最近の中堅若手の学者は、比較的、B I S規制のマイナスの点を非常に強調して議論する傾向が強くて、その1つが「含み益」をなぜ入れたのかという議論と、劣後債を認めることによって、もう一つのゆるみを与えてしまったのではなかろうかという議論をする学者が中にはおられるのです。

しかし、先ほどの頭取、理事長のお話のとおり、もし、B I S規制なかりせば、88年、89年、90年にはとんでもない世界に入ってしまったのではなかろうかという……。

〔 平 澤 〕 B I S規制なかりせば、たとえば、ユーロ市場における日本のオーバープレゼンスが消えなかったですね。あれが非常に危険だったのは、ショート・ファンディングで、ロングのレンディングですから、短期金利がバーッと上がったら、もうそれで一発ですよ。だから、そういう意味でのリスクも非常にあった。しかし、B I S規制が出来た最初は、申し上げたように、大変リスク・コンシャスで、つまり量より質というのだったのですけれども、その後、自己資本そのものがああいう経済情勢の中で、金融機関もどんどん増資すればよかった、しかも転換社債や、今おっしゃったように劣後でとることも一応いい、あれはTier 2ですかね……。だからTier 1の方がどんどん出せたから、併せてTier 2の劣後も入れればという、両方でダブルで自己資本比率を高めることができる仕組みがあったという点が。

やはり、そういう意味では、そのときに少し注意するという必要があったかもしれませんね、行政としては。

〔 山 口 〕 だけど、あの頃は低価法でやっていたんでしょう？、低価法でやっていたから、株が上がれば「含み益」がどんどん増えちゃうんだよね。

〔 平 澤 〕 それもそうですね。Tier 2に入れることができますから。

〔 北 村 〕 やはりB I S規制がなければ、平成4、5年になってから、本当に銀行界は資本充実の意識はもっと薄かったと思うのです。あの頃は確かに株式発行ができなかったですから、劣後債なり劣後ローンに走りましたけれども、それなりに自己資本意識を持ったことは事実だと思うのです。

〔 平 澤 〕 Tier 1は純粹の自己資本ですから、これは市場に問わないと出せないですよ。Tier 2の方、先ほどおっしゃった株の「含み益」は、いくら出てもTier 1がなければ増やせない、そういう仕掛けはできていたわけです。

〔 山 口 〕 だけど、相当緩い……。

〔 平 澤 〕 緩い仕掛けです、そこのところは。

〔 北 村 〕 実施されたのは平成4年から5年にかけてなのですから……。

〔 平 澤 〕 平成3年に入ってからですか、92年の……。

〔 千 野 〕 93年です。

〔 北 村 〕 日本は93年。あの頃ちょうどその関係をやっておりましたときに、どち

らかと言え、あのときですらB I S基準を緩めろという議論の方がずいぶん横行していたと思うのです。ですから、あのままB I S規制がなかりせば、もっとひどい状態になったのではなからうかなという感じがいたします。

〔 福 田 〕 それは、もうエクイティー・ファイナンスのあれが閉じちゃったんですよ、そのときは。青天井で調達した後ですぐそれになっちゃって。

ちょっとついでにあれですけども、最初に頭取が、今日の早期是正措置にああいう、いわばアバウトなものを基準に取り込むのはいかがかとおっしゃった。

〔 平 澤 〕 それはそれでいいですよ、早期是正措置に自己資本比率規制を取り込むのは。そこまではいいのですが、しかし、それをちょっと上、下で厳密にあれだけやるというのは、とりあえず、そのところですよ。

〔 福 田 〕 B I Sの基準自体をもう少し早く諸外国と折衝して直すべきだったということなのか、それとも、基準はいいけれども早期是正措置とのリンクの仕方が悪いということなのか。

実は、それに関連してちょっと思い出したのは、私が担当させていただいた頃は、今、申し上げたように、もうエクイティー市場が閉まっちゃって、証券局は一切不可、時価発行増資だめだということで、さくら銀行か何か無理やり劣後ローンか何かで初めて調達した。その頃に、まさに今北村君が言ったように、B I S基準を緩和すればいいじゃないか、あるいは日本はそれにこだわらずに認めればいいじゃないかという議論が出たのですけれども、最初の交渉との絡みで、その頃、しかし……、我々は、ですからB I S基準そのものにあまりこだわっていなかったのですけれども、8%にこだわらず行政をやったら、国内のルールはいいけれども、どうせそんなものは対抗要件がなくて、外国でペナルティーがある。事実上閉ざされるのだから、日本の中でいじってもしょうがないではないかということだったのです。ですから、行政はあまりこだわらなくなっただけけれども、そうかと言って、その頃「B I S基準を直しましょう」なんていう提案ができるような雰囲気ではとてもなかったのです。ですから、行政はあまりあんなものはないと思っていたんだけれども、事実上、今のお話ですけども、基準に取り込まない場合も外国の業務がそれでアウトになるのであれば、事実上リンクしちゃっているのですね。

ですから、やはりB I S基準自体を直す交渉をすべきだったのかもしれないなと思ったり、その辺、いかがなのでしょう。

今の取り込み方がまずいのでしょうかけれども、あれを直さない限りは自動的にそうなん

ちゃう。ですから、もう8%をあきらめた銀行が出てきている。

〔 平 澤 〕 従来は8%という基準で少なくとも海外でやれるかやれないかの程度でしよ、その規制が。ところが今度の措置は、8%を少しでも下回ると業務改善命令だ、諸々人員を切れとか、4を切ったら、代表取締役をやめろとか、いろいろなっているでしょう。それはちょっと……、そういうことまでやるには、もともとアバウトであるというものではないですかと……。

〔 福 田 〕 そういうことですね。

〔 平 澤 〕 ええ。

〔 福 田 〕 ですから、もう自分はローカルな日本のドメスティックな銀行になるとおっしゃれば、それで何も問題ないんですよ、今度も。何かあれが、その頃は……。

〔 山 口 〕 早期是正措置なんていうのは、絶対的なものとして命令したり何かできるということになっちゃったわけでしょう。それは新聞や何かが、「透明な行政をやらなければいけない」というので、尺度が変だということには及んでないんだね。

〔 平 澤 〕 ええ。

〔 北 村 〕 アメリカで平成5年か6年前後に早期是正措置をやっているのを、日本が5年遅れてやっているという感じを受けますね。

〔 平 澤 〕 最近、勉強していませんが、おそらくアメリカでも、それほどギクギクやるのをもうやめたか、やめると思います。そういう意味では。

〔 北 村 〕 BIS規制を批判する、あるいは弁護する、いろいろな立場があると思うのですが、もし、ああいうふうな統一基準がなければ、今度、個々の金融機関が独自のモデルでリスク測定をする。そうすると、去年、バンク・オブ・イングランドで議論になりましたのは、じゃあ、比較ができるのか、個別金融機関の比較ができるのかという問題提起がありまして、それにはまた逆の意味で答えづらいという議論がございました。

〔 平 澤 〕 いろいろ問題があるが、じゃあ、それに替わるものがあるかという段階にきていて、今、それに替わるものを一生懸命作っている……、何か近く案を出すらしいですね。

〔 福 田 〕 先ほどだいぶオブラートのような気もしましたが、米英の提案が出た頃は、日本側の受け止め方として、はっきりと日本の銀行へのバッシングである、オーバープレゼンス対策であるというようなことか、というふうに受け止められていたのでしょうか、それとも、それほどでもなかったのか。

〔平澤〕 先ほど、千野さんの話を聞いていて、千野さんの方が私より物事を冷静に見ておられるなと思うのですが、その背景にあるのは日本の銀行のオーバープレゼンスが大きいと考えています。しかし、先ほど千野さんが、リスクに対する感覚を研ぎ澄ますためには、そういう基準が必要だと第一におっしゃったのは、まさにそのとおりだと思いますね。若干逆説的な言い方かもしれませんが、それがいいから、結果的にオーバープレゼンスになったのでしょうかね。

〔福田〕 べつに意識として、これは戦争である、日本の銀行を守ろうかという、そういう感じでもなかったのをごさいますかね。それとちょっと主観的な話ですけども。

〔平澤〕 それは、海外で仕事ができなくなっちゃう。英米案そのままでは……。

〔福田〕 その辺は、アメリカなりイギリスの言い方が明らかに、そういうことで攻めてきたなというようなプロポーザル、そういう意味では意図ははっきりしていたということですかね。

〔平澤〕 そうですね。

歴史というのは後で振り返ってみて、評価がいろいろ難しいですけどね。

〔山口〕 僕なんかは既に外にいたんだけど、やはりそういう感じだったですね。

〔平澤〕 あのと時の日本のオーバープレゼンスは異常でしたね。

〔山口〕 急激に……。

〔平澤〕 両建てでいきますからね。どんどん借りて貸して、借りて貸してで、薄いサヤを重ねていって儲けた、儲けたと言っているんですけどもね。非常にリスクのあるやり方なんです。自己資本比率はどんどん落ちていくし。

〔北村〕 先ほど、頭取がおっしゃったように、ロンドンで30%日本の金融機関のシェアが。ニューヨークでも多分20%前後までいったのだらうと思いますが。

〔平澤〕 いきました。

〔北村〕 あのと時には、たまたまアメリカにいったときに、向こうの金融機関と、あるいは当局者といろいろな議論をしたときに、日本は薄い利ざやで、先ほど3分の1とおっしゃいましたけれども、向こうの連中が2, 3%取るところを1%以下でどんどん日本が入ってくる。日本は気ちがい沙汰のようなことをやっている、どうするかという議論をしょっちゅう吹っ掛けられました。

〔平澤〕 彼らにしてみると自分たちはきちっと、ある意味で利を確保していたも

のが全部崩されてしまうわけですから。いままで彼らは3倍のサヤを取っていたものが3分の1になってしまうから、それは彼らの長年にわたる存在そのものが、日本によって危うくされたわけだから、そういう意味でオーバープレゼンスの問題というのは根に非常にあった。

〔山 口〕 一般に日本企業がシェアを獲得するのに一生懸命だということ、同じ文化だという感じだったんだろうね。

〔平 澤〕 そうですね。

〔千 野〕 当時、よく言われたのは、1987年の資産ベースの世界10大銀行の中に日本が7つあった。それはやはり各国気にしますよね。

〔平 澤〕 渡辺さんが最初バーゼルに行ってやっておられたときはどうでしたか、やはり何となくそういう感じはあったんですか。

〔渡 辺〕 私のとびとびの記憶ですけれども、クック委員長の狙いは日本だということをはっきりしていますから、私のところに来て、「おまえ、ここ飲め、ここ飲め」と詰め寄ってくるわけですから、そのときに一番言うのが「レベル・プレーイング・フィールド」って、先ほど千野さんがおっしゃいましたけれども、それが大事ななんだということをずうっと言っていた。

もう一つは、幕間の雑談で、いろいろなところの銀行監督当局の人が僕のところに来ていろいろなことを言うてくるのですけれども、やはり最大のメッセージは、例えばベルギーの銀行局長が来て

ということをさりげなく言ってプレッシャーをかける。そういうようなことが非常に多くありまして、ああいう人たちですから非常に洗練されていて、生々しいことは言いませんけれども、趣旨は非常に明確だったというのが私の印象です。

〔平 澤〕 これまたあれですけれども、レベル・プレーイング・フィールドについて、英語の先生の千野さんが、これはこういう意味だと言った記憶があるのですけれども…。真っ平らな上にゴルフボールを置いて何とかって説明したような気がしたね、違う？

〔千 野〕 いや、何のボールかちょっと忘れました……。

〔福 田〕 この夏前の国会でも、B I S規制を受け入れたのがおかしいという質問まで出て、しかも「含み益」を入れたのは行政の誤りだとか言われちゃっているわけです。ですから、今、どこでどう反論したらいいかと思うのですけれども、B I S規制自体が間

違っていたのではなくて、やはりその後も「含み益」依存の経営がずうっと続いてしまった。それから、その直後はまたバブルで分子の方の調達が自由にできてしまった。そういうことなのでしょうか。どうもそこが理解されずに、今、逆目に響いているものですから……。結局は銀行界へのしつけがなっていなかったと言われるのがオチなのですけども、ややそこが誤解されてしまして、B I S規制を受け入れたこと自体が行政上の失態だったという質問が事実この間もあったのです。いまだにそういうことを言われているものですから。

〔 北 村 〕 もし、B I S規制がなかりせば、もっとひどかったと思うのです。ですから、そういうふうな意味でのプラスの効果というのは相当多かったのではないか。そこら辺が全然国会とかでは議論にならないという感じもするのです。その点、いかがでしょうか。

〔 山 口 〕 バブルがはじけて以降は、B I S規制が非常な軛になるんだよね。

〔 平 澤 〕 今は逆に効いている。そういう意味で、逆に効いているからというのはわかりますね。効きが大きくなるんですね。

〔 山 口 〕 今は大きすぎるんだよね。

〔 平 澤 〕 要するに「含み」を入れたところで。しかし、最初入れたときは、それを入れなければ日本の銀行は海外から撤退という状況でしたからね。

〔 山 口 〕 だから、そんなに急激に「含み益」が増えるというわけでもないけれども、まあ、減りもせんだろうというぐらいの感じは持っていたらうな。それが両方きちちゃったんだよね。

〔 平 澤 〕 株の「含み益」は、Tier 1の範囲内しか入れられないから、これはもうきちっと規制やコントロールがかかっている。いくら株の「含み益」があっても、それ以上入れられない。ところがTier 1の方がバブルのとき自由にどんどん増やした、増資その他で。そうするとTier 1を増やせば「含み益」も入れられるわけですから、倍に効く。その仕組みがということなのだと思いますけれどもね、両方効くというのが。

〔 山 口 〕 倍に効くんだよね。

〔 千 野 〕 基本的には資産が悪くなって、償却しなければいけないというときに、資本でそれを手当するということだから、そこをできるだけ一定比率以上に保とうという思想は、これは極めて正しいと思うのです。ただ、それが、そのことの良し悪しというよりは、やはりバブルが

〔平澤〕 結局、そうなんだよね。

〔山口〕 バブルとその崩壊。

〔福田〕 予期せぬことが起きちゃったという……。

〔千野〕 そういうことだと思うのです。

〔山口〕 アメリカだって大きいところがバタバタいったわけでしょう。

〔北村〕 平成4年から5年にかけて市場リスクをカウントしようということで、バーゼル委員会は、市中協議（各国の金融関係者と協議）に出すことにいたしました。その時に国会議員に説明に回ったことがあったのですが、国会議員はなかなか内容が分らなかったですね。

〔山口〕 全然わかんないよ。

〔北村〕 何をしゃべっているのかという……。

〔平澤〕 銀行の中でも一定年齢以上は市場リスクと信用リスクで組み合わせてこうというのはわからないですよ。そのぐらい物事が変わってきているから、もちろん国会議員の人になかなかわかってもらえないというというのは当然ですね。

〔山口〕 それでは、今日はどうもありがとうございました。

〔千野〕 昭和63年頃、とにかく日本の銀行はみんなニューヨークとかロンドンに出たがりまして、当行の自己資本比率何パーセントになりましたと。アメリカのそれこそ監督局長のビル・テラーなんかにつこう行きまして、ようやく出店を認めてもらったんです。それで「神様、仏様、テラー様」って、みんな言っていた、あの頃はそういう雰囲気だったんですね。

〔福田〕 あの頃、海外出店はステータスだったんですね。だから、「ノー」なんて言ったら、それこそ頭取の責任問題で……。

〔山口〕 出店についてはレシプロ……。

〔福田〕 レシプロというか、厳密な国際慣行のあれがありましたから。

〔山口〕 向こうのやつをいくつ入れるから、こっちもいくつという……。

〔平澤〕 それは、例えば中国とかそういう国はそうでしたね。アメリカやイギリスはどんどん来てくれって。

〔山口〕 それでは、どうもありがとうございました。

—以上—